

第十六回国会 通商産業委員會議録第六号

(107)

昭和二十八年六月二十三日(火曜日)
午前四時三十八分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

理事 小川 久雄君 理事 福田 一君

理事 長谷川 四郎君 理事 永井 勝次郎君

理事 伊藤 卯四郎君 理事 首藤 新八君

小川 平二君 坪川 信三君

中村 幸八君 笹本 一雄君

柳原 三郎君 山手 満男君

加藤 清二君 始関 伊平君

出席國務大臣

通商産業大臣 岡野 清豪君

出席府委員

通商産業政務次官 古池 信三君

通商産業事務官(大臣官房長) 石原 武夫君

通商産業事務官(重工業局長) 蒼沢 大義君

通商産業事務官(中小企業局長) 石井 由太郎君

庁振興部長

委員外の出席者

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

六月二十二日

ガス事業法改正に関する陳情書(東京都知事安井誠一郎)(第三七三号)

同(岐阜県知事武藤嘉門)(第三七四号)

本法案による只見川電源開発促進の陳情書(石巻市議會議長稲井三治)(第三七五号)

中小企業等協同組合法による共同施

第一類第十一号 通商産業委員會議録第六号 昭和二十八年六月二十三日

設助成補助金増額の陳情書(宮市長伊藤一)(第四〇八号)を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

連合審査會開會に関する件

武器等製造法案(内閣提出第四四号)

中小企業金融公庫法案(内閣提出第四六号)

火災類取締法の一部を改正する法律案(内閣提出第六七号)

○大西委員長 これより會議を開きます。

本日は、まず武器等製造法案、中小企業金融公庫法案及び火災類取締法の一部を改正する法律案を一括議題とし、政府より提案理由の説明を求めます。岡野國務大臣。

武器等製造法案

武器等製造法

目次

第一章 總則(第一条・第二条)

第二章 武器(第三条・第十六条)

第三章 銃銃等(第十七条・第二十条)

第四章 雜則(第二十一条・第三十条)

第五章 罰則(第三十一条・第三十五条)

附則

第一章 總則

(目的)

第一条 この法律は、武器の製造の

事業の事業活動を調整することによつて、國民經濟の健全な運行に寄与するとともに、武器及び銃銃等の製造、販売その他の取扱を規制することによつて、公共の安全を確保することを目的とする。(定義)

第二条 この法律において「武器」とは、左に掲げる物をいう。

一 銃砲(産業、娯樂、スポーツ又は救命の用に供するものを除く。以下同じ。)

二 銃砲弾(銃砲用のものをいい、発光又は発煙のために使用されるものを含む。以下同じ。)

三 爆発物(破壊、燃焼若しくは殺傷又は発光若しくは発煙のために使用され、且つ、信管により作用する物であつて、産業、娯樂、スポーツ又は救命の用に供するもの以外のものをいい、銃砲弾を除く。以下同じ。)

四 爆発物を投下し、又は発射する機械器具であつて、政令で定めるもの

五 前各号に掲げる物に類する機械器具であつて、政令で定めるもの

六 もつぱら前各号に掲げる物に使用される部品であつて、政令で定めるもの

この法律において「銃銃等」とは、左に掲げる物をいう。

一 銃銃

二 捕鯨砲

三 もり銃
四 殺銃

第二章 武器

(製造の許可)

第三条 武器の製造(改造及び修理を含む。以下同じ。)の事業を行おうとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする武器の種類を定めて、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

第四条 武器の製造は、前条の許可を受けた者(以下「武器製造事業者」という。)でなければ、行つてはならない。但し、試験的に製造をする場合その他通商産業省令で定める場合において、通商産業大臣の許可を受けたときは、この限りでない。

(許可の基準)

第五条 通商産業大臣は、第三条の許可の申請が左の各号に適合しているとき認めるときは、許可をしなければならない。

一 当該武器の製造のための設備が通商産業省令で定める技術上の基準に適合すること。

二 当該武器の保管のための設備が通商産業省令で定める要件を備えること。

三 その許可をすることによつて当該武器の製造の能力が著しく過大にならないこと。

四 事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること。

五 申請者が左に掲げる事由に該当しないこと。

イ この法律の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終り、又は執行を受けることがなくなつた日から三年を経過しない者

ロ 第十五条の規定により製造の事業の許可を取り消され、取消の日から三年を経過しない者

ハ 最近三年以内に、他の法令の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その情状が武器製造事業者として不適当な者

ニ 禁治産者

ホ 法人であつて、その業務を行う役員のうちにイからニまでの一に該当する者があるもの

2 通商産業大臣は、前項の申請が同項各号に適合していないと認めるときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(許可の取消)

第六条 通商産業大臣は、武器製造事業者が正当な事由がないのに、一年以内にその事業を開始せず、又は一年以上引き続きその事業を休止したときは、その許可を取り消すことができる。

(承継)

第七条 武器製造事業者について、相統又は合併があつたときは、相

続人（相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により事業を承継すべき相続人を選定したときは、その者）又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、武器製造事業者の地位を承継する。

2 前項の規定により武器製造事業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を通商産業大臣に届け出なければならぬ。

（武器の種類の変更）

第八条 武器製造事業者は、その製造をする武器の種類を変更しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五条第一項第一号から第四号まで及び第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（製造設備及び保管設備）

第九条 武器製造事業者は、当該武器の製造のための設備を第五条第一項第一号の技術上の基準に適合するように維持しなければならない。

2 武器製造事業者は、当該武器の保管のための設備を第五条第一項第二号の要件を備えるように維持しなければならない。

3 通商産業大臣は、当該武器の製造のための設備が第五条第一項第一号の技術上の基準に適合せず、又は当該武器の保管のための設備が同項第二号の要件を備えていないと認めるときは、期間を定めて、技術上の基準に適合し、又は要件を備えるように当該設備を修

理し、又は改造すべきことを命ずることができる。

第十条 武器製造事業者は、当該武器の製造のための設備であつて、通商産業省令で定めるものを新設し、増設し、又は改造しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五条第一項第一号、第三号及び第四号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（保管規程）

第十一条 武器製造事業者は、当該武器の保管について保管規程を定め、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 通商産業大臣は、保管規程が当該武器の亡失又は盗難の防止に適當であると認めるときは、前項の認可をしなければならない。

武器製造事業者及びその従業者は、保管規程を守らなければならない。

（工場等の移転）

第十二条 武器製造事業者は、その工場又は事業場を移転しようとするときは、通商産業大臣の許可を受けなければならない。

2 第五条第一項第一号及び第二号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（事業の廃止の届出）

第十三条 武器製造事業者は、その事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣に届け出なければならない。

（許可の失効）

第十四条 武器製造事業者がその事

業を廃止したときは、許可は、その効力を失う。

（許可の取消等）

第十五条 通商産業大臣は、武器製造事業者が左の各号の一に該当するときは、第三条の許可を取り消し、又は一年以内の期間を定めてその事業の停止を命ずることができる。

一 第五条第一項第五号イからホまでの一に該当するに至つたとき。

二 第八条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項の規定により許可を受けなければならない事項を許可を受けなかったとき。

三 第二十一条第一項の条件に違反したとき。

四 不正な手段により武器の製造の事業の許可を受けたとき。

（契約の届出）

第十六条 武器を譲渡し、又は武器の製造を請け負い、若しくはその委託を受ける契約を締結しようとする者は、あらかじめ、譲渡の対価又は請負若しくは委託の報酬、引渡の期日その他通商産業省令で定める事項を通商産業大臣に届け出なければならない。但し、武器製造事業者に対しその製造をする武器の材料、部品若しくは附屬品たる武器を譲渡し、又はその材料、部品若しくは附屬品たる武器の製造を請け負い、若しくはその委託を受ける契約及び武器を販売しようとする者に対しその販売する武器を譲渡し、又はその製造を請け負い、若しくはその委託を受ける

契約については、この限りでない。

2 通商産業大臣は、前項の規定により届出があつた事項が著しく不当であつて、国民経済の健全な運行に支障を生ずると認めるときは、その届出をした者に対し、戒告することができる。

第三章 銃銃等

（製造の許可）

第十七条 銃銃等の製造の事業を行うおうとする者は、工場又は事業場ごとに、その製造をする銃銃等の種類を定めて、都道府県知事の許可を受けなければならない。

2 第五条第一項第二号及び第五号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

第十八条 銃銃等の製造（修理を除く。以下この条において同じ。）は、前条第一項の許可を受けた者（以下「銃銃等製造事業者」という。）でなければ、行つてはならない。但し、試験的に製造する場合において、都道府県知事の許可を受けたときは、この限りでない。

（販売の事業の許可）

第十九条 銃銃等の販売の事業を行うおうとする者は、店舗ごとに、その販売する銃銃等の種類を定め、都道府県知事の許可を受けなければならない。但し、銃銃等製造事業者がその製造に係る銃銃等をその工場又は事業場において販売する場合は、この限りでない。

2 第五条第一項第二号及び第五号並びに第二項の規定は、前項の場合に準用する。

（準用）

第二十条 第六条から第八条まで、第九条第二項及び第三項並びに第十二条から第十五条までの規定は、銃銃等の製造又は販売の事業に準用する。この場合において、第六条、第七条第二項、第八条第一項、第九条第三項、第十二条第一項、第十三条及び第十五条中「通商産業大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第八条第二項中「第五条第一項第一号から第四号まで」とあり、第十二条第二項中「第五条第一項第一号及び第二号」とあるのは「第五条第一項第二号」と読み替へるものとする。

第四章 雑則

（許可の条件）

第二十一条 第三条、第八条第一項（前条において準用する場合を含む。）、第十条第一項、第十二条第一項（前条において準用する場合を含む。）、第十七条第一項又は第十九条第一項の許可には、条件を附することができる。

2 前項の条件は、許可に係る事項の確実な実施を図るため必要な最小限度のものに限り、且つ、許可を受ける者に不当な義務を課することとならないものでなければならない。

（国に対する適用）

第二十二条 この法律の規定は、第二十七条及び第五章の規定を除き、国に適用があるものとする。但し、国の職員が法令に基き職務のために所持し、又は使用する武器の修理の事業を行う場合については、この限りでない。

（国に対する適用）

第二十三条 この法律の規定は、第二十七条及び第五章の規定を除き、国に適用があるものとする。但し、国の職員が法令に基き職務のために所持し、又は使用する武器の修理の事業を行う場合については、この限りでない。

（国に対する適用）

2 前項の場合において、「許可」又は「認可」とあるのは、「承認」と読み替へるものとする。

(帳簿)

第二十三条 武器製造事業者、銃銃等製造事業者及び第十九条第一項の許可を受けた者(以下「銃銃等販売事業者」という。)は、帳簿を備え、武器(火薬類取締法(昭和二十五年法律第四十九号)第二条第三号の火工品たるものを除く。第二十六条において同じ。)の製造又は銃銃等の製造若しくは販売について、通商産業省令で定める事項を記載しなければならない。

(報告の徴収)

第二十四条 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、武器製造事業者、銃銃等製造事業者又は銃銃等販売事業者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。

(立入検査等)

第二十五条 通商産業大臣又は都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、武器製造事業者、銃銃等製造事業者又は銃銃等販売事業者の工場、事業場、店舗、事務所又は倉庫に立ち入り、その者の帳簿、書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

2

警察官、警察吏員又は海上保安官は、人の生命、身体若しくは財産の保護又は公共の安全の保持のため特に必要があるときは、武器製造事業者、銃銃等製造事業者又は銃銃等販売事業者の武器又は銃銃等を保管する場所に立ち入り、関係者に質問することができる。

3 前二項の規定により職員が立ち入るときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4

第一項又は第二項の規定による立入検査及び質問の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(事故届)

第二十六条 武器製造事業者、銃銃

等製造事業者又は銃銃等販売事業者は、その所有し、又は占有する武器又は銃銃等を失ひ、又は盗まれたときは、遅滞なく、その旨を警察官、警察吏員又は海上保安官に届け出なければならない。

(手数料)

第二十七条 左の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める金額の手数を納めなければならない。

納付しなければならない者	金額
一 第三条の許可を受けようとする者	二万円
二 第八条第一項の許可を受けようとする者	一万円
三 第十条第一項の許可を受けようとする者	五千円
四 第十二条第一項の許可を受けようとする者	一万円
五 第十七条第一項の許可を受けようとする者	六千円
六 第十九条第一項の許可を受けようとする者	四千円
七 第二十条において準用する第八条第一項又は第十二条第一項の許可を受けようとする者	三千円

2

前項の手数は、第三条、第八条第一項、第十条第一項又は第十二条第一項の許可を受けようとする者の納付するものについては、国庫の、その他の者の納付するものについては、当該都道府県の収入とする。

(通商産業大臣と公安委員会との関係等)

第二十八条 通商産業大臣又は都道府県知事は、第三条、第四条但書、第八条第一項若しくは第十二条第一項(これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。)、第十七条第一項、第十八条但書若

官は、第二十六条の規定による届出を受理したときは、遅滞なく、その旨を通商産業大臣又は都道府県知事に通報しなければならない。

(聴聞)

第二十九条 行政庁は、第六条又は第十五条(これらの各規定を第二十条において準用する場合を含む。)の規定による処分をしようとするときは、当該処分に係る者に対し、相当な期間において予告した上、公開による聴聞を行わなければならない。

2

前項の予告においては、期日、場所及び事業の内容を示さなければならない。

3

聴聞に際しては、当該処分に係る者及び利害関係人に対し、当該事業について証拠を提示し、意見を述べた機会を与えなければならない。

(不服の申立)

第三十条 この法律の規定による行政庁の処分に対して不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて、当該行政庁に不服の申立をすることができる。

2

行政庁は、前項の不服の申立があつたときは、前条の例により公開の聴聞をした後、文書をもつて決定をし、その写を不服の申立をした者に送付しなければならない。

第五章 罰則

第三十一条

左の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役若しくは三十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第四条の規定に違反した者

二 第十五条(第二十条において準用する場合を含む。)の規定による事業の停止の命令に違反した者

三 第十七条第一項の許可を受け

ないで銃銃等の修理の事業を行つた者

四 第十八条の規定に違反した者

五 第十九条第一項の許可を受け

ないで銃銃等の販売の事業を行つた者

第三十二条 左の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第八条第一項の許可を受けないでその製造をする武器の種類を変更した者

二 第九条第三項の規定による設備の修理又は改造の命令に違反した者

三 第十条第一項の許可を受けないで設備を新設し、増設し、又は改造した者

四 第十一条第一項の認可を受けないで武器の製造の事業を行つた者

五 第十二条第一項の許可を受けないでその工場又は事業場を移転した者

六 第二十条において準用する第八条第一項の許可を受けないでその製造をし、又は販売する銃銃等の種類を変更した者

七 第二十条において準用する第十二条第一項の許可を受けないでその工場若しくは事業場又は店舗を移転した者

第三十三條 第十六條第一項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、十萬円以下の罰金に処する。

第三十四條 左の各号の一に該当する者は、三萬円以下の罰金に処する。

一 第七條第二項若しくは第十三條（これらの各規定を第二十條において準用する場合を含む。）又は第二十六條の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第二十三條の規定による事項を帳簿に記載せず、又は虚偽の記載をした者

三 第二十四條の規定に基づく政令の規定に違反して報告をせず、又は虚偽の報告をした者

四 第二十五條第一項又は第二項の検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して虚偽の陳述をした者

第三十五條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前四條の違反行為をしたときは、行為者を罰する外、その法人又は人に対して、各本條の罰金刑を科する。

附則

1 この法律の施行期日は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める。

2 この法律の施行の際、現に武器若しくは銃等の製造又は銃銃等の販売の事業を行つてゐる者は、第三條、第十七條第一項又は第十九條第一項の許可を受けないで

も、この法律の施行の日から起算して六十日を限り、武器製造事業者、銃銃等製造事業者又は銃銃等販売事業者とみなす。これらの者がその期間内に第三條、第十七條第一項又は第十九條第一項の許可を申請した場合において、その期間を経過したときは、その申請に対する処分のある日まで、また同様とする。

第三 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を

第二十五條第一項の表中
航空機生産審議会
航空機及びその関連機器の生産に関する重要事項を調査審議すること。

航空機生産審議会
航空機及びその関連機器の生産に関する重要事項を調査審議すること。

武器生産審議会
武器の生産に関する重要事項を調査審議すること。

4 銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）の

銃砲刀剣類等所持取締令（昭和二十五年政令第三百三十四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の四号を加える。

五 武器等製造法（昭和二十八年法律第 号）の武器製造

事業者、銃銃等製造事業者、

同法第四條但書若しくは第十八

八條但書の許可を受けた者又は

これらの者の使用人（当該

武器製造事業者、当該銃銃等

製造事業者又は当該許可を受

けた者があらかじめ、その住

所地を管轄する公安委員会

（都道府県公安委員会、市町

村公安委員会又は特別区公安

委員会をいう。以下同じ。）に

届け出たものに限る。）がその

次のように改正する。

第四條第一項中第三十六号の次に次の一号を加える。

三十六の二 武器の製造の事業を許可すること。

第十條第一号中「航空機」を「航空機」に改め、同条第六号を次のように改める。

六 武器の製造の事業の許可に

関すること。（輕工業局の所

掌に係るものを除く。）

輸入したものを業務のため所持するとき。

七 文化財保護委員会の承認を受けて刀剣類の製作をする者がその製作をしたものを研まの完了の日から三十日間所持するとき。

八 その住所を管轄する都道府県知事に届け出て捕鯨用標識銃、救命索発射銃又は救命用信号銃の製造をする者がその製造に係るものを製造の完了の日から三十日間所持するとき。

第三條中「（都道府県公安委員会、市町村公安委員会又は特別区公安委員会をいう。以下同じ。）を削る。

第六條の次に次の一条を加える。

第六條の二 第三條の規定による許可を受けて銃砲を所持する者が当該許可に係る銃砲を武器等製造法の銃銃等販売事業者に譲渡する場合においては、当該許可証とともにしなければならぬ。この場合においては、前条第一項第一号の規定は、適用しない。

2 前項の場合において、銃銃等販売事業者は、すみやかに、当該許可証に、譲渡人の譲渡承認書を添えて、その店舗の所在地を管轄する公安委員会に提出しなければならない。

第二十九條第一号中「第六條第一項、」の下に「第六條の二第二項、」を加える。

中小企業金融公庫法案

中小企業金融公庫法

目次

第一章 總則（第一條―第八條）

第二章 役員及び職員（第九條―第十八條）

第三章 業務（第十九條―第二十二條）

第四章 會計（第二十三條―第二十九條）

第五章 監督（第三十條―第三十二條）

第六章 補則（第三十三條―第三十五條）

第七章 罰則（第三十六條―第三十八條）

附則

第一章 總則

（目的）

第一條 中小企業金融公庫は、中小企業者の行う事業の振興に必要な長期資金であつて、一般の金融機関が融通することを困難とするものを融通することを目的とする。

（定義）

第二條 この法律において「中小企業者」とは、左に掲げるものをいう。

一 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人（商業又はサービス業を主たる事業とする事業者については三十人、鉱業を主たる事業とする事業者については千人）以下の会社及び個人であつて、政令で定める業種に属する事業（以下「特定事業」という。）を行うもの。

二 中小企業等協同組合、農業協同組合、農業協同組合連合会、水産業協同組合、森林組合及び森林組合連合会であつて、特定事業を行うもの又はその構成員の三分の二以上が特定事業を行う者であるもの

三 医業を主たる事業とする法人であつて、常時使用する従業員の数が三百人以下のもの（前二号に掲げるものを除く。）

四 調整組合及び調整組合連合会（法人格）

第三条 中小企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、法人とする。

（事務所）
第四条 公庫は、主たる事務所を東京都に置く。

2 公庫は、主務大臣の認可を受けて、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

（資本金）
第五条 公庫の資本金は、政府の一般会計からの出資金百億円と第三十三条第六項の規定により政府の産業投資特別会計から出資があつたものとされた金額との合計額とする。

（登記）
第六条 公庫は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記を必要とする事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

（名称の使用制限）
第七条 公庫でない者は、中小企業金融公庫という名称又はこれに類

する名称を用いてはならない。

（民法の準用）
第八条 民法（明治二十九年法律第八十九号）第四十四条（法人の不法行為能力）、第五十条（法人の住所）及び第五十四条（代表権の制限）の規定は、公庫に準用する。

第二章 役員及び職員
（役員）
第九条 公庫に、役員として総裁一人、理事四人以内及び監事二人以内を置く。

（役員職務及び権限）
第十条 総裁は、公庫を代表し、その業務を総理する。

2 理事は、総裁が定めるところにより、総裁を補佐して公庫の業務を掌理し、総裁に事故があるときはその職務を代理し、総裁が欠員のときはその職務を行う。

3 監事は、公庫の業務を監査する。

（役員任命）
第十一条 総裁及び監事は、主務大臣が内閣の承認を得て任命する。

2 理事は、総裁が主務大臣の認可を受けて任命する。

（役員任期）
第十二条 総裁、理事及び監事の任期は、四年とする。

2 総裁、理事及び監事は、再任されるることができる。

であつて、非常勤のものを除く。）又は地方公共団体の議会の議員

（役員兼任禁止）
第十四条 総裁、理事及び監事は、営利を目的とする団体の役員となり、又は自ら営利事業に従事してはならない。

（代表権の制限）
第十五条 公庫と総裁との利益が相反する事項については、総裁は、代表権を有しない。この場合は、監事が公庫を代表する。

（代理人の選任）
第十六条 総裁は、理事又は公庫の職員のうちから、公庫の業務の一部に關し一切の裁判上又は裁判外行為をする権限を有する代理人を選任することができる。

（役員及び職員地位）
第十七条 公庫の役員及び職員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

（退職手当）
第十八条 公庫は、役員及び職員に對する退職手当の支給の基準を設けようとするときは、あらかじめ主務大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第三章 業務
（業務の範囲）
第十九条 公庫は、第一条に掲げる目的を達成するため、中小企業者に對する貸付の業務を行う。

2 公庫は、前項に掲げる業務の

外、第三十三条第一項の規定により承継した権利義務の処理に關する業務を行うことができる。

（業務委託等）
第二十条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、金融機關に對し、その業務の一部を委託することができる。

2 前項の規定により業務の委託を受けた金融機關（以下「受託者」という。）の役員又は職員であつて、当該委託業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用に關しては、法令により公務に従事する職員とみなす。

（業務の方法）
第二十一条 公庫は、業務開始の際、業務の方法を定め、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務の方法には、左の事項を定めておかなければならない。

一 貸付金の使途、貸付の相手方、利率、償還期限、据置期間、貸付金額の限度、償還の方法、担保に關する事項等貸付に關する業務の方法

二 業務委託の基準
（事業計画及び資金計画）
第二十二条 公庫は、四半期ごとに、事業計画及び資金計画を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

第四章 會計
（予算及び決算）
第二十三条 公庫の予算及び決算に關しては、公庫の予算及び決算

に關する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の定めるところによる。

（国庫納付金）
第二十四条 公庫は、毎事業年度の損益計算上利益金を生じたときは、これを翌事業年度の五月三十一日までに国庫に納付しなければならない。

2 前項の規定による国庫納付金は、同項に規定する日の属する會計年度の前年度の政府の歳入とする。

3 第一項の利益金の計算の方法並びに同項の規定による国庫納付金の納付の手續及びその帰属する會計については、政令で定める。

（借入金）
第二十五条 公庫は、主務大臣の認可を受けて、政府から資金の借入をすることができる。

2 政府は、公庫に對して資金の貸付をすることができる。

3 前項の貸付金については、利息を免除し、又は通常の条件より公庫に有利な条件を附することができ

4 第一項に規定する場合を除く外、公庫は、資金の借入をしてはならない。

（余裕金の運用等）
第二十六条 公庫は、左の方法による外、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債の保有
二 資金運用部への預託
2 公庫は、業務に係る現金を国庫以外に預託してはならない。
（資金の交付）
第二十七条 公庫は、業務を行うた

め必要があるときは、受託者に対し貸付に必要な資金を交付することができる。

(会計帳簿)

第二十八條 公庫は、主務大臣が定めるところにより、業務の性質及び内容並びに事業の運営及び経理の状況を適切に示すため必要な帳簿を備えなければならない。

(会計検査院の検査)

第二十九條 会計検査院は、必要があるとき、受託者につき、当該委託業務に係る会計を検査することができる。

第五章 監督

(監督)

第三十條 公庫は、主務大臣が監督する。但し、公庫を当事者又は参加人とする訴訟については、法務大臣が監督する。

2 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫に対して業務に關し監督上必要な命令をすることができ

(役員解任)

第三十一條 主務大臣は、公庫の役員が第十三条各号の一に該当するに至つたときは、これを解任しなければならない。

2 主務大臣は、公庫の役員が左の各号の一に該当するに至つたときは、これを解任することができる。

- 一 この法律又はこの法律に基く命令に違反したとき。
- 二 刑事事件により有罪判決の言渡を受けたとき。
- 三 破産の宣告を受けたとき。
- 四 心身の故障により職務を執る

ことができな

3 主務大臣は、總裁又は監事を前項第一号又は第四号の規定により解任しようとするときは、内閣の承認を得なければならない。

(報告及び検査)

第三十二條 主務大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、公庫若しくは受託者に対して報告をさせ、又はその職員に公庫若しくは受託者の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる。但し、受託者に対しては、当該委託業務の範囲内に限る。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証票を携帯し、関係人に呈示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 補助

(日本開發銀行からの中小企業者に対する貸付に係る債権等の承継)

第三十三條 日本開發銀行が政府の米國対日援助見返資金特別会計及び復興金融庫から承継した中小企業者に対する貸付に係る債権並びに日本開發銀行の中小企業者に対する貸付に係る債権であつて、政令で定めるもの並びにこれらに附随する権利義務は、政令で定めるところにより、公庫が承継するものとする。

2 日本開發銀行が政府の米國対日援助見返資金特別会計から承継し

た中小企業者に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を、前項の規定により公庫が承継したときは、日本開發銀行法(昭和二十六年法律第八号)第四十九條の二第二項の規定による政府の貸付金のうち、公庫が承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額が、その承継の日において日本開發銀行から政府の産業投資特別会計に返済されたものとし、その返済されたものとされた貸付金の額に相当する金額が、その承継の日において同特別会計から公庫に対し貸し付けられたものとする。

3 日本開發銀行が復興金融庫から承継した中小企業者に対する貸付に係る債権及び日本開發銀行が昭和二十八年三月三十一日までに

行つた中小企業者に対する貸付に係る債権並びにこれらに附随する権利義務を、第一項の規定により公庫が承継したときは、その承継した債権のその承継の日における帳簿価額の合計額に相当する金額が、その承継の日において日本開發銀行から公庫に対し貸し付けられたものとする。

4 公庫は、毎事業年度、第二項の政府の貸付金及び前項の日本開發銀行の貸付金に対し、政令で定めるところにより、利息を支払わなければならない。

5 公庫は、日本開發銀行が昭和二十八年四月一日以後に行つた中小企業者に対する貸付に係る債権及びこれに附随する権利義務を、第一項の規定により承継したときは、その承継した債権のその承継

の日における帳簿価額の合計額に相当する金額を、政令で定めるところにより、日本開發銀行に支払わなければならない。

第七章 罰則

6 第二項の規定による政府の貸付金は、政令で定めるところにより、政令で定める時期において返済されたものとなるものとし、その返済されたものとされた政府の貸付金の額に相当する金額が、当該時期において政府の産業投資特別会計から公庫に対し出資されたものとする。

(商工組合中央金庫に対する貸付)

第三十四條 政府の一般会計が昭和二十七年十二月二十六日に行つた商工組合中央金庫に対する貸付金は、公庫の成立の日において返済されたものとなるものとし、その貸付金の額に相当する金額が、その成立の日において一般会計から公庫に出資されたものとする。

2 前項の規定により政府の一般会計から出資があつたものとされた金額は、公庫の成立の日において公庫から商工組合中央金庫に対し貸し付けられたものとする。

3 商工組合中央金庫は、前項の貸付金に対し、政令で定めるところにより、利息を支払わなければならない。

4 商工組合中央金庫は、公庫の成立の日から二年をこえない期間内において政令で定める日までに、第二項の貸付金を返済しなければならない。

大臣は、通商産業大臣及び大蔵大臣とする。

第三十六條 第三十二條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その行為をした公庫の役員若しくは職員又は受託者の役員若しくは職員を三万円以下の罰金に処する。

第三十七條 左の場合においては、その違反行為をした公庫の役員又は職員を三万円以下の過料に処する。

一 この法律により主務大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六條第一項の規定に違反して登記をすることを怠り、又は不実の登記をしたとき。

三 第十九條に規定する業務以外の業務を行つたとき。

四 第二十六條の規定に違反して業務上の余裕金を運用し、又は現金を国庫以外に預託したとき。

五 第三十條第二項の規定による主務大臣の命令に違反したとき。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 主務大臣は、設立委員を命じ

て、公庫の設立に関する事務を処理させる。

3 設立委員は、設立の準備を完了した上、遅滞なく、政府に対し資本金の払込の請求をしなければならぬ。

4 資本金の払込があつた日（資本金が分割して払い込まれる場合においては、第一回の払込があつた日）において、設立委員は、その事務を公庫の総裁に引き継がなければならない。

5 総裁は、前項の事務の引継を受けた日において、設立の登記をしなければならない。

6 公庫は、設立の登記をすることによつて成立する。

7 米国対日援助見返資金特別会計法（昭和二十四年法律第四十号）が廃止されるまでの間は、第五号中「産業投資特別会計」とあるのは「米国対日援助見返資金特別会計」と、第三十三条第二項中「政府の産業投資特別会計」とあるのは「同特別会計」と、同条第六項中「産業投資特別会計」とあるのは「米国対日援助見返資金特別会計」と読み替へるものとする。

8 登録税法（明治二十九年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第十九条中第二号ノ五及び第二号ノ六をそれぞれ第二号ノ六及び第二号ノ七とし、第二号ノ四の次に次の一号を加へる。

二ノ五 中小企業金融公庫自己ノ為ニシテ登記又ハ登録

9 印紙税法（明治三十二年法律第

五十四号）の一部を次のように改正する。

第五条中第五号ノ四を第五号ノ五とし、第五号ノ三の次に次の一号を加へる。

五ノ四 中小企業金融公庫ノ発スル証書、帳簿

10 所得税法（昭和二十二年法律第二十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第五号中「及び農林漁業金融公庫」を、「農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫」に改める。

11 法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二号中「農林漁業金融公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加へる。

12 中小企業庁設置法（昭和二十三年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項中第五号の次に次の一号を加へる。

五の二 中小企業金融公庫に関すること。

13 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項第三号中「国民金融公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加へ、同条第二項中「第二号から第五号まで及び第七号から第九号まで」を「第二号から第九号まで」に改める。

14 国庫出納金等端数計算法（昭和二十五年法律第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「農林漁業金融

公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加へる。

15 予算執行職員等の責任に関する法律（昭和二十五年法律第七十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「農林漁業金融公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加へる。

16 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七百四十三条第三号中「農林漁業金融公庫」の下に「中小企業金融公庫」を加へる。

17 公庫の予算及び決算に関する法律の一部を次のように改正する。

第一条中「及び農林漁業金融公庫」を、「農林漁業金融公庫及び中小企業金融公庫」に改める。

火薬類取締法の一部を改正する法律案

火薬類取締法の一部を改正する法律案

火薬類取締法（昭和二十五年法律第四十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第三号中「（かん、具用煙火を除く。）」を「（通商産業省令で定めるものを除く。）」に改める。

第十二条の次に次の一条を加へる。

第十二条の二 火薬庫の譲渡又は引渡があつたときは、譲受人又は引渡を受けた者は、火薬庫の設置の許可を受けた者の地位を承継する。

2 前項の規定により火薬庫の設置

の許可を受けた者の地位を承継した者は、遅滞なくその旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第二十二条中「第十七条第一項の下に「若しくは第二十四条第二項」を、「譲渡」の下に「若しくは輸入」を加へ、同条に後段として次のように加へる。

相違若しくは遺贈又は法人の合併により火薬類の所有権を取得した者が、その火薬類を消費することを要しなくなつたとき及び狩猟法第三条

の規定による狩猟免許を受けた者であつて装薬銃を使用するものが、狩猟免許の有効期間満了の際火薬類を所持する場合において、その満了の日から一年を経過したときも同様である。

第二十五条第一項但書中「又は射的練習」を、「射的練習、信号又は観賞」に改める。

第四十八条第一項中「第五条」の下に「第十二条第一項」を加へる。

第四十九条第一項の表を次のように改める。

手数料を納付すべき者	金額
一 第三条の許可の申請をする者	二万円
二 第五条の許可の申請をする者	一万五千円
三 第十二条第一項の許可の申請をする者	五千円
四 第十五条の完成検査を受けようとする者	三千円
五 第十七条第一項の許可の申請をする者	三百円
六 第二十条の運搬証明書の交付を受けようとする者	三百円
七 第二十四条第二項の許可の申請をする者	三百円
八 煙火について第二十五条第一項の許可の申請をする者	三百円
九 第三十一条第三項に規定する通商産業大臣の行う試験を受けようとする者	千円
十 第三十一条第三項に規定する都道府県知事の行う試験を受けようとする者	七百元
十一 火薬類作業主任者免状又は火薬類取扱主任者免状の再交付を受けようとする者	三百円

第四十九条第二項中「並びに甲種火薬類作業主任者免状及び乙種火薬類作業主任者免状の交付」を、「第三十一条第三項に規定する通商産業大臣の行う試験を受けようとする者及び甲種火薬類作業主任者免状又は乙種火薬類作業主任者免状の再交付」に改める。

第五十条第一項中「第十二条」の下に「第十二条の二第二項」を加へる。

第五十一条第二項中「信号火せん及び煙火」を「及び信号火せん」に改め、同条第三項を同条第四項とし、同条に第三項として次の一項を加へる。

3 煙火については、第十七条、第二十九条から第二十二号まで、第二

の手数料徴収を、受験の際の手数料の徴収に改める等所要の改正を加えることが適当であると認められますので、この改正法律案を提案いたしました次第でございます。

何とぞ慎重御審議の上すみやかに可決せられんことをお願いいたします。

○大西委員長 以上をもつて政府の提案理由の説明は終了いたしました。本案に対する質疑は次会において行うこととします。

この際お諮りいたします。ただいま提案理由の説明を聴取いたしました中小企業金融公庫法案に関し、大蔵委員会より連合審査会を開きたい旨の申出がありますので、本委員会といたしましても、大蔵委員会と連合審査会を開きたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○大西委員長 御異議がなければさよう決定いたします。なお連合審査会の日時につきましては委員長に御一任願います。

何か御発言はございませんか。――別に御発言がなければ本日はこの程度といたし、次会は明後日午後一時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後四時四十九分散会

昭和二十八年六月二十九日印刷

昭和二十八年六月三十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局